

久留米市公告第93号

市有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び久留米市契約事務規則（昭和50年市規則第9号）第4条の規定に基づき公告する。

令和元年10月23日

久留米市長 大久保 勉

1 一般競争入札に付する市有財産の概要

物件番号	財産名称	初年度登録	総排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
車1	三菱 消防ポンプ自動車	H11.2	4.56L	11,671km	250,000 円	25,000 円
車2	三菱 消防ポンプ自動車	H11.2	4.56L	10,384km	250,000 円	25,000 円
物件番号	財産名称	取得年月日	重量	稼働時間 (令和元年9月1日現在)	予定価格	入札保証金
車3	三菱 バックフォーショベル	H4.3	18.5 t	1136.9時間	1,380,000 円	138,000 円

備考：1 「予定価格」とは、あらかじめ市が定めた最低売却価格（消費税相当額を含む。）であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 走行距離は、下見会までの間に増加する場合がある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 久留米市が定める久留米市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守できる者であること。
- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有している者であること。
- (4) 個人又は法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できる者であること。
- (6) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。

(7) 20歳以上の者であること。

3 入札参加申込みの方法

(1) 仮申込み（インターネットによる申込み）

入札参加希望者は、令和元年10月23日（水曜日）午後1時から令和元年11月8日（金曜日）午後2時までに、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続きを行うとともに、クレジットカードにより久留米市が定めた入札保証金を納付すること。

(2) 本申込み（必要書類の提出）

入札参加希望者は、上記(1)の仮申込みの手続きを完了した後、令和元年11月11日（月曜日）午後5時15分までに所定の申込書等により久留米市総務部契約課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

① 申込書等を郵送する場合

ア 送付先 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3
久留米市役所 総務部契約課物品チーム
イ 受付 簡易書留で令和元年11月11日（月曜日）消印有効

② 申込書等を持参する場合

ア 受付場所 久留米市役所 総務部契約課物品チーム
イ 受付時間 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

なお、参加申込時に必要な書類等は以下のとおりとする。

- ・ 公有財産売却一般競争入札参加申込書
- ・ 誓約書
- ・ 印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの、コピー可）
- ・ 個人の場合は、身分証のコピー（公的機関が発行した「運転免許証」「パスポート」等）
- ・ 法人の場合は、登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの、コピー可）

※法人の代表者が従業員に入札手続を委任する場合など、申込者が入札の手続きを行わない場合は、委任状が必要。

(3) 受付期間内に申込書等のすべての必要書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この公告による入札に参加することはできない。

(4) その他

- ① 申込書等は、久留米市総務部契約課のホームページからダウンロードする。
- ② 申込書等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ③ 提出された申込書等は、返却しないものとする。

4 契約条項を示す場所

場 所 福岡県久留米市城南町15番地3

5 下見会

下見会希望者は、下見会の前日までに下記連絡先へ電話にて予約すること。

<車1>

- (1) 場 所 久留米市三瀧町生岩298-1 久留米市消防団第42-4分団格納庫
- (2) 日 時 令和元年10月30日(水曜日) 午前10時から午後0時まで
- (3) 連絡先 久留米市総務部契約課物品チーム 電話0942-30-9172(直通)

<車2>

- (1) 場 所 久留米市城島町江上上165-1 久留米広域消防本部三瀧消防署
- (2) 日 時 令和元年10月30日(水曜日) 午前10時から午後0時まで
- (3) 連絡先 久留米市総務部契約課物品チーム 電話0942-30-9172(直通)

<車3>

- (1) 場 所 久留米市高良内町1789-1 杉谷埋立地
- (2) 日 時 令和元年10月30日(水曜日) 午後2時から午後4時まで
- (3) 連絡先 久留米市総務部契約課物品チーム 電話0942-30-9172(直通)

※ 車体等の傷等及び搭載品の確認については、下見会の時に行うこと。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できるが、入札物件に関するすべての事項を了承されているものとみなす。

6 質問受付期間及び質問方法

- (1) 質問受付期間 令和元年10月23日(水曜日)午後1時から令和元年11月6日(水曜日)午後0時まで。
ただし、令和元年10月24日(木曜日)から令和元年11月5日(火曜日)までは午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
- (2) 質問方法 FAXまたは電子メールにて受け付ける。15.(3)記載の連絡先へ送信後、到着確認の電話連絡を行うこと。
- (3) 質問回答 FAXまたは電子メールで行う。ただし、必要な場合は市ホームページに掲載を行う。

7 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 ヤフー・オークション売却システム上
- (2) 入札期間 令和元年11月25日(月曜日)午後1時から令和元年12月2日(月曜日)午後1時まで
- (3) 開 札 令和元年12月2日(月曜日)午後1時

8 入札の方法

- (1) ヤフー・オークション売却システム上で入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことはできない。
- (2) 郵送又は持参による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、久留米市が定めた入札保証金をクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約締結時に契約保証金の全部に充当する。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後還付する。
- (4) 入札保証金には、利息を付さない。
- (5) 落札者が久留米市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は久留米市に帰属する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 市ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

11 落札者の決定方法

- (1) 入札期間終了後、久留米市は開札を行い、入札物件ごとに売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 開札を行った結果、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の Yahoo! JAPAN ID を落札者の氏名（名称）とみなす。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の締結期限
落札者は、令和元年12月9日（月曜日）午後5時15分までに契約を締結しなければならない。
- (2) 契約書の作成の要否
必要。
- (3) 契約保証金
契約保証金は、入札保証金と同額とする。契約締結時に納付されている入札保証金を契約保証金の全部に充当する。また、契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 売却代金

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた額とする。

(5) 売却代金の残金の納入

契約の相手方は、令和元年12月16日（月曜日）午後2時30分までに売却代金の残金を、一括にて久留米市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

また、納付を確認するために領収書の写しを久留米市総務部契約課にファックス送信しなければならない。久留米市総務部契約課ファックス番号 0942-30-9713

13 物品の引渡し

物品の引渡しは次の期間及び場所にて現状で引渡すものとする。

契約の相手方は、売却代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合「保管依頼書」を提出しなければならない。

引渡し後に発生した不具合や故障及び発見された傷等については、久留米市は一切の責任を負わないものとする。

引渡し時には、「市有財産（自動車）移転登録等書類 受領書」及び「市有財産受領書」を提出すること。

(1) 引渡期間 契約締結及び売却代金残金納入後～令和元年12月25日（水曜日）

時間帯 午前9時～午後3時

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 引渡場所 (車1) 久留米市消防団第42-4分団格納庫

(車2) 久留米広域消防本部三潞消防署

(車3) 杉谷埋立地

14 所有権の移転及び名義変更

(1) 売払物件の所有権は、落札者が売払代金を完納したときに移転する。

(2) 売払物件の売買代金完納後の引渡しに要する費用、車検及び所有権移転に要する諸費用及び公租公課等は、落札者の負担とする。

(3) 落札された自動車は、一時抹消登録となっているので、引渡し後に落札者において車検及び登録手続き等を行い、登録が完了後速やかに車検証等の写しを久留米市に提出すること。

(4) 落札者は自動車の引渡しを受けた後、車体文字等の消去を行うこと。消去後速やかに写真を久留米市総務部契約課に提出しなければならない。

(5) 自動車を解体した場合については、解体を証明する証明書の写しを提出すること。

(6) 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人とし、登録手続き等をしないまま保管しないこと。

(7) 落札者は、落札物件の移転登録前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

15 その他

- (1) 当該公告文記載内容その他の事項については、市ガイドラインに基づくものとする。
- (2) 久留米市は、売払物件の瑕疵担保責任を負わない。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

名 称 久留米市役所 総務部契約課物品チーム

所在地 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

電 話 0942-30-9172 (直通)

FAX 0942-30-9713

電子メールアドレス keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp



久留米市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「久留米市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとヤフオク!ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、久留米市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 私は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。））であるとき。
 - 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が、暴力団員等となっているとき。
 - 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 暴力団員等である事実を知らずに、暴力団員等を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員等である事実を知らずに、その者と下請契約もしくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わないとき。
 - 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 役員等又は使用者が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 役員等又は使用者が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 前項各号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を書し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - 契約の履行をしないこと。
 - 契約に違反し、契約の相手方として不適当と久留米市に認められること。
 - 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 私は、貴庁の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟読し、および貴庁の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

久留米市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号該当すると認められる方
- 久留米市が定める本ガイドラインおよびYahoo!オークションに関連する規約・ガイドライン

の内容を承諾せず、順守できない方

- (3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である場合
- (5) 日本語を完全に理解できない方
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます
- (7) 20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます

『参考：地方自治法施行令（抄）』

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき
 - 三 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされているもの契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定ののちとして久留米市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間久留米市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や久留米市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札前に久留米市が実施する下見会において、購入希望の財産を確認してください。下見会において、公有財産の確認をしない場合は、久留米市のホームページに掲載している財産の写真などを閲覧により、財産の確認をしたものとみなします。
- (5) 売却システムは、ヤフー株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申込みなど一連の手続きを行ってください。
 - ア. 参加仮申込み
売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。
 - イ. 参加申込み（本申込み）
 - ・売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、久留米市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書（以下、「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・なつ印後、久留米市に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）
 - なお、物件によっては身分証（法人の場合は、登記事項証明書）のコピー等の添付を求められる場合があります。
 - ・公有財産売却の各物件について入札保証金を「クレジットカード」により納付してください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など久留米市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売却代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売却代金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 売却代金の納付確認ができた後に、譲渡証明書等を渡しますので、自動車登録手続きなどを落札者自身で行なってください。
- (4) 公有財産が動産・自動車などである場合、久留米市はその公有財産の引渡しを売却代金納付時の現状のままで行います。

4. 個人情報の取り扱いについて

公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

- (1) 公有財産売却の参加申込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
- (2) 入札者の公有財産売却の参加者情報およびYahoo! JAPAN IDに登録されているメールアドレスを久留米市に開示され、かつ久留米市がこれらの情報を久留米市公文書管理規程に基づき、5年間保管すること。
 - ・久留米市から公有財産売却の参加者に対し、Yahoo! JAPAN IDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
- (3) 落札者に決定された公有財産売却の参加者のYahoo! JAPAN IDを売却システム上において一定期間公開されること。
- (4) 久留米市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

第2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。

公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付確認できたYahoo! JAPAN IDでのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申込みする場合は、法人名でYahoo! JAPAN IDを取得する必要があります。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、久留米市が売却物件（公有財産売却の財産の出品物件）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。

入札保証金は、クレジットカードによる納付のみです。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに久留米市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。
- ・売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行うときにカード情報を登録してください。

クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。

公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消さないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社が入札保証金取扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、久留米市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、久留米市に提出してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・ VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。
（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・ 法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したYahoo! JAPAN IDで公有財産売却の参加申込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに久留米市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札が決定した時には、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。
この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したYahoo! JAPAN IDでのみ、入札が可能です。
入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更はできませんので、ご注意ください。
(2) 入札をなかったものとする取扱い
久留米市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取消し、なかったものとして取扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、久留米市は開札を行い、売却物件（公有財産売却の財産の出品物件）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。
ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。
なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者のYahoo! JAPAN IDと落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 久留米市から落札者への連絡

落札者には、久留米市から入札終了後、あらかじめYahoo! JAPAN IDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
久留米市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関が落札者による売却代金の納付を納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
当該電子メールに表示されている整理番号は、久留米市に連絡する際や久留米市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取消されることがあります。
この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。
また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

久留米市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。
契約の際には久留米市より契約書等を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、久留米市に直接持参または郵送してください。また、場合によっては、契約書の他に下記書類が必要になることもあります。その際は、案内の中で連絡します。

ア. 必要な書類

市町村が発行する身分証明書

※ただし、物件によっては身分書（運転免許証、健康保険証、パスポート）の写しになる場合もあります。

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。
この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。
また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売却代金の納付

(1) 売却代金の金額

売却代金の、上記3（1）イの売却の決定金額（落札者が入札した金額）から契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売却代金の納付期限について

落札者は、売却代金の納付期限までに久留米市が納付を確認できるよう売却代金を一括で納付してください。

売却代金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売却代金の納付期限までに納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売却代金の納付方法

売却代金の納付は久留米市が用意する納付書を使用し、久留米市が指定する金融機関で納付してください。

また、売却代金の納付期限までに久留米市が納付を確認することが必要になるため、

支払い後に領収証の写しを送付していただくことになります。

なお、クレジットカードによる売却代金の納付はできません。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、

入札保証金の返還は入札終了後となります。

株式会社ネットラストは、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引落としの時期などの関係上、

いったん実際に入札保証金の引落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります

ので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

久留米市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には久留米市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を

記入・押印し、久留米市に直接持参または郵送してください。

また、その他必要書類があればこちらからご案内します。

引渡しは、売却代金納付時の現状のまま、久留米市が指定する場所において

直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応をお願いします。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売却代金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

自動車の落札者は使用の本拠の位置を管轄している運輸支局等においてすみやかに登録の手続きをしてください。

なお、登録後の自動車検査証の写しを久留米市に提出していただくこともあります。

また、自動車を解体された場合については、解体を証明する証明書の写しを提出して

いただくこともあります。

その他物件の引渡しに際して、誓約書等の書類を提出していただく場合があります。

また、履行確認のため写真等を提出をしていただくことがあります。

3. 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など久留米市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 売却代金納付時に公売財産の引渡しをうけない場合、保管依頼書を提出してください。

(3) 公有財産に隠れた瑕疵があることを発見しても、契約後において売却代金の減額

もしくは損害賠償の請求、または契約の解除をすることはできません。

(4) 久留米市は権利移転後の公有財産の送付を一切行いません。

落札者の責において久留米市が指定する場所から引取りを行って下さい。

(5) 引渡しを受けたときに、市有財産受領書を久留米市に提出してください。

(6) 物件の引渡しについては、現状のままとします。

4. 引渡しおよび自動車の登録等に伴う費用について

引渡しおよび自動車の登録等に伴う費用は、すべて落札者の負担となります。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は
公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申込み受付終了時間後になされた公有財産売却の
参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は
公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は
公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。

公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を
中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却物件（売却財産の出品物件）の中止時の

入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却
の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより
入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。
なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで
中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および

入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、
久留米市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、
久留米市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用する
ネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申込みまたは
入札に参加できない事態が生じた場合においても、久留米市は代替手段を提供せず、
それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより起因して、入札者などが使用する機器および
ネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、
久留米市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者
名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、
入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申込みができないなどの事態が発生
したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、久留米市は損害の種類・
程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび
改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、
その被害の種類・程度にかかわらず、久留米市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のYahoo! JAPAN IDおよびパスワードなどを
紛失もしくは、Yahoo! JAPAN IDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして
被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず久留米市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の
物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除き
ます。

5. リンクの制限など

久留米市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、
久留米市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。
また、売却システム上において、久留米市が公開している情報（文章、写真、図面など）
について、久留米市に無断で転載・転用することは一切できません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

[▲ページのトップに戻る](#)

[久留米市 公有財産売却 物件一覧](#) | [官公庁オークション トップ](#)

[プライバシー](#) - [利用規約](#) - [特定商取引法の表示](#) - [ストア出店について](#) - [官公庁オークションヘルプ](#)・[お問い合わせ](#)

Copyright (C) 2019 Yahoo Japan Corporation. All Rights Reserved.